

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ソフトバンクグループは、「自由・公正・革新」を基本思想に掲げ、「デジタル情報革命を通じて、人々が知恵と知識を共有することを推進し、企業価値の最大化を実現するとともに人類と社会に貢献する」ことを経営理念としています。この基本思想および経営理念に基づいて長期的かつ安定的に発展し、顧客、株主、従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスを重視しています。

当社は、子会社178社および関連会社92社(2011年3月31日現在、連結子会社117社、持分法適用非連結子会社4社および持分法適用関連会社69社を含む)を有する純粋持ち株会社であり、グループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制に関する基本事項を規定する「ソフトバンクグループ憲章」を定めるとともに、各種グループガイドラインを制定し、それらに基づきグループ経営を行っています。

当社は監査役制度を採用し、4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。また当社は、社外監査役だけでなく社外取締役も招聘することで、積極的に社外の視点を取り入れています。当社は、これらの取り組みが経営の透明性の向上や取締役に対する監督機能の強化につながると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
孫 正義	231,614,000	21.40
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	89,833,000	8.30
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	65,886,000	6.09
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	52,632,000	4.86
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	40,157,000	3.71
資産管理サービス信託銀行(株)(信託口)	18,739,000	1.73
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	17,204,000	1.59
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	16,085,000	1.49
JPモルガン証券(株)	11,141,000	1.03
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	9,678,000	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、提出日(2011年6月24日)現在、上場子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している会社、以下同じ)にヤフー株式会社、ソフトバンク・テクノロジー株式会社、株式会社ベクター、アイティメディア株式会社、株式会社カービューの計5社を有しています。当社は、上場子会社が独立した経営や事業展開を行うことを重要視しています。CEO会議でグループ横断的に経営戦略および事業計画を共有するほかは、各上場子会社の経営判断を尊重しています。各上場子会社が主体的にそれぞれの経営戦略を遂行し株主利益を向上させることが、各上場子会社および当社グループ全体の企業価値の向上につながると考えています。また、上場子会社を含む各グループ会社間の取引は、市場価格等を勘案のうえ一般的取引条件と同様に決定されており、品質および価格による公平な競争に基づいた適正な関係が保たれています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
柳井 正	他の会社の出身者					○				○
マーク・シュワルツ	他の会社の出身者					○				○
スニル・バーティ・ミタル	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
柳井 正	○	(株)ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長	柳井氏は、2001年6月に当社社外取締役に就任し現在に至っています。柳井氏は、(株)ファーストリテイリングなど、先進的な経営を進める会社の経営者としての幅広い知識と経験を活かした、当社の経営判断、意思決定に必要な助言をいただくことを目的に社外取締役に選任しています。柳井氏は、当社の社外取締役に就任以降、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める事項に該当しておらず、当社では柳井氏の社外取締役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。なお、現在および最近において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2010年3月19日に独立役員に指定しています。
			シュワルツ氏は、2001年6月から2004年6月までの間、当社の社外取締役を務めた後、2006年6月に再度社外取締役として就任し、現在に至っています。シュワルツ氏は、海外におけ

マーク・シュワルツ	○	MissionPoint Capital Partners, LLC Chairman	る経営戦略、金融分野での幅広い知識と経験を活かした、当社の経営判断、意思決定に必要な助言をいただくことを目的に社外取締役を選任しています。シュワルツ氏は、当社の社外取締役に就任以降、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める項目に該当しておらず、当社ではシュワルツ氏の社外取締役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。なお、現在および最近において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2010年3月19日に独立役員に指定しています。
スニル・バーティ・ミタル		Bharti Airtel Limited, Chairman and Managing Director	ミタル氏は、2011年6月に社外取締役として就任しました。ミタル氏は、国際的な企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社の経営判断、意思決定に必要な助言をいただくことを目的に社外取締役に選任しています。ミタル氏は、当社の社外取締役への就任時点において、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める項目に該当しておらず、当社ではミタル氏の社外取締役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。当社グループは、ミタル氏がChairman and Managing Directorを務めるBharti Airtel Limitedと将来において取引が発生する可能性があるため、独立役員に指定していません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実員数	4名
監査役の実人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2010年度の当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行いました。監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、特に決算に関する報告については四半期ごとに開催しています。この他必要に応じ、随時意見交換を行っています。

当社の内部監査は業務監査室が担当し、業務執行から独立した専任の部門となっており、提出日(2011年6月24日)現在の要員は10名です。監査役は、業務監査室から監査計画、各部門や子会社の業務監査結果、その他監査に関連する事項について定期的に報告を受け、また、必要に応じて意見交換を行い、連携を図っています。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
宇野 総一郎	弁護士									○	
柴山 高一	公認会計士									○	
窪川 秀一	公認会計士				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宇野 総一郎		長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士	宇野氏は、2004年6月から当社の監査役を務めています。宇野氏の弁護士としての専門的見地から、法令にのっとりた手続きがなされているかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保することに期待し、選任しています。宇野氏は、当社の社外監査役に就任以降、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める項目に該当しておらず、当社では宇野氏の社外監査役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。当社グループは、宇野氏が所属する長島・大野・常松法律事務所業務を依頼しており、同事務所に対する今後の報酬額が未定であるため、独立役員に指定していません。
柴山 高一	○	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 顧問	柴山氏は、2003年6月から当社の監査役を務めています。柴山氏は公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・税務上の手続きに問題がないかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保することに期待し、選任しています。柴山氏は、当社の社外監査役に就任以降、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める項目に該当しておらず、当社では柴山氏の社外監査役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。なお、現在および最近において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2010年3月19日に独立役員に指定しています。
窪川 秀一	○	四谷パートナーズ会計事務所 代表パートナー	窪川氏は、1989年2月から当社の監査役を務めています。窪川氏は公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・税務上の手続きに問題がないかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保することに期待し、選任しています。窪川氏は、当社の社外監査役に就任以降、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」で定める項目に該当しておらず、当社では窪川氏の社外監査役としての独立性は、十分に保たれていると考えています。なお、現在および最近において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2010年3月19日に独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

過去に付与したストックオプションが行使期間の満了に伴い消滅しており、提出日(2011年6月24日)現在有効なストックオプションはありません。

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明 更新

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役および監査役について、社外役員を区分して 当期に係る当社の報酬等の総額および種類別の総額を開示しています。また、当社および当社連結子会社における報酬等の総額が1億円以上である役員については、個別に当期に係る報酬等の総額および種類別の総額を開示しています。

＜役員区分ごとの2010年度に係る報酬等の総額および種類別の総額＞

	報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金
取締役(9名)	244百万円	244百万円	-	-	-
うち社外取締役(3名)	30百万円	30百万円	-	-	-
監査役(4名)	70百万円	70百万円	-	-	-
うち社外監査役(3名)	29百万円	29百万円	-	-	-

(注)2010年度において、当社は取締役9名のうち孫正義、笠井和彦、ユン・マー、柳井正、村井純、マーク・シュワルツ各氏の6名に対して、総額244百万円を支払いました。宮内謙、井上雅博、ロナルド・フィッシャー各氏の3名に対しては報酬を支払っていません。

＜役員ごとの2010年度に係る当社および当社連結子会社における報酬等の総額等＞

	報酬等の総額	会社区分	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金
孫 正義 (取締役)	108百万円	当社	96百万円	-	-	-
		ソフトバンクモバイル(株)	12百万円	-	-	-
宮内 謙 (取締役)	128百万円	ソフトバンクモバイル(株)	43百万円	-	8百万円	-
		ソフトバンクBB(株)	20百万円	-	4百万円	-
		ソフトバンクテレコム(株)	43百万円	-	8百万円	-
笠井 和彦 (取締役)	108百万円	当社	108百万円	-	-	-
井上 雅博 (取締役)	158百万円	ヤフー(株)	60百万円	12百万円	84百万円	-
ロナルド・フィッシャー (取締役)	102百万円	SOFTBANK Inc.	85百万円	-	17百万円	-

(注)当社および当社連結子会社における報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議によって決定しています。報酬限度額は、株主総会決議(1990年6月28日決議)によって、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額80百万円以内と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外役員を含むすべての取締役および監査役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を取締役および監査役に事前に送付しています。

さらに取締役が要請した場合、取締役会事務局が取締役会資料に追加・補足を行う体制を整えています。

また社外監査役を含むすべての監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、必要に応じて専任のスタッフが情報収集または調査できる体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1 当社のガバナンス体制

当社は監査役制度を採用し、4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。また当社は、社外監査役だけでなく社外取締役も招聘することで、積極的に社外の視点を取り入れています。当社は、これらの取り組みが経営の透明性の向上や取締役に対する監督機能の強化につながると考えています。

詳細は、以下の通りです。

(1) 取締役会の状況など

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成しています。取締役会は定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しています。取締役会に付議すべき事項は、当社の取締役会規程で定めています。事柄および金額における重要性の低いものについては、取締役会から権限を移譲された各委員会や担当取締役、各部門長が決裁することとなっています。

社外取締役の3名については、取締役会において積極的に議論に参加し、それぞれの専門的見地をふまえて経営判断・意思決定に必要な助言を行っています。当社は、社外役員を含むすべての取締役および監査役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を取締役および監査役に事前に送付しています。さらに、取締役が要請した場合、取締役会事務局が取締役会資料に追加・補足を行う体制を整えています。また、各社外取締役は独立性が十分確保されており、業務執行の監督としての機能を果たしています。

取締役候補の選任については、当社の定款および取締役会規程に基づき、取締役から提案のあった候補者を取締役会で審議し、候補者として選任しています。

＜社外取締役の主な活動状況＞

2010年度の、各社外取締役の取締役会における活動状況は以下の通りです。

取締役会への出席状況 主な活動状況

出席回数／開催回数

柳井 正	19/21	主にグローバル経営を行う経営者の観点から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
村井 純	14/21	主にインターネットに対する学識経験者として専門的見地から、技術的なアドバイスを行うとともに、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
マーク・シュワルツ	19/21	主に海外金融業界についての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。

(注)

- 1 書面決議による取締役会の回数を除く
- 2 村井純氏は、任期満了につき、2011年6月24日開催の第31回定時株主総会終結のときをもって退任しました。

(2) 監査役会の状況など

監査役会は、常勤監査役(社内)1名と監査役(社外)3名の合計4名で構成しています。常勤監査役 佐野光生氏は公認会計士、監査役 柴山高一氏および窪川秀一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役 宇野総一郎氏は弁護士資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しています。監査役会は原則月1回開催し、監査方針・監査計画などを定め、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けています。

社外監査役の3名については、独立性が十分確保されており、取締役会などにおいてそれぞれの専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言を行っています。当社は、社外監査役を含むすべての監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、必要に応じて専任のスタッフが情報収集または調査できる体制を整えています。

<社外監査役の主な活動状況>

2010年度の、各社外監査役の取締役会、監査役会における活動状況は以下の通りです。

	取締役会への出席状況 出席回数／開催回数	監査役会への出席状況 出席回数／開催回数	主な活動状況
宇野 総一郎	20/21	14/14	主に弁護士としての専門的見地から、法令にのっとりた手続きがなされているかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っています。
柴山 高一	21/21	14/14	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・税務上の手続きに問題ないかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っています。
窪川 秀一	20/21	14/14	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・税務上の手続きに問題ないかなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っています。

(注)書面決議による取締役会の回数を除く

(3) 内部監査部門の状況および監査役との連携状況

「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通りです。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議によって決定しています。報酬限度額は、株主総会決議(1990年6月28日決議)によって、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額80百万円以内と定められています。

2 会計監査の状況

当社における2010年度の会計監査の状況は、次の通りです。

(1) 会計監査の状況

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、有限責任監査法人トーマツと締結しています。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査に参与している会計期間、監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 浅枝 芳隆 (5会計期間)
望月 明美 (1会計期間)
國本 望 (5会計期間)

(b) 監査業務等に係る補助者の構成

公認会計士 3名、会計士補等 9名

(2) 監査報酬等の内容

有限責任監査法人トーマツに対する報酬の額

(a) 監査証明にかかわる報酬

当社 168百万円
連結子会社 647百万円

(b) 非監査業務に基づく報酬

当社 29百万円
連結子会社 18百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。また当社は、社外監査役だけでなく社外取締役も招聘することで、積極的に社外の視点を取り入れています。当社は、これらの取り組みが経営の透明性の向上や取締役に対する監督機能の強化につながると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主数は257,570名(2011年3月末現在)と多いため、定時株主総会の集中日を避けて開催日を設定し、より多くの株主が出席できるように配慮しています。
電磁的方法による議決権の行使	2002年(第22回定時株主総会)から、インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームに開始当初から参加しており、2006年(第26回定時株主総会)から利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知は、全文を英文で作成しており、招集通知発送の当日から当社および東京証券取引所のウェブサイトでご覧可能です。
その他	定時株主総会では、議長を務める代表取締役社長が、法令で定められた報告事項に加えて、中長期的な事業戦略を説明し、当社グループのビジョンおよび事業への理解の促進と、相互コミュニケーションの向上を図っています。また、事業報告に際しては、ビデオ映像を利用するなどして視覚的工夫をこらし、当社グループの事業への理解の促進に努めています。株主総会議案の決議結果は、臨時報告書としてEDINETに掲載するとともに、当社ウェブサイトにて和文および英文の双方で掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動についての考え方を、「IR活動について」として当社ウェブサイトに掲載しています。情報開示について、基本姿勢や開示基準、方法に加えて、コミュニケーションの充実に向けた施策、IR活動沈黙期間について記載しています。内容の詳細は、当社ウェブサイト< http://www.softbank.co.jp/ja/irinfo/policy/disclosure/ >をご参照ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIR活動に積極的に取り組んでおり、IR室員が証券会社支店などで、会社説明会を実施しています。2010年度は述べ28回開催し、前年度の17回から大幅に開催回数を増やしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表日に合わせてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の詳細や事業戦略について代表取締役社長が自ら説明を行っています。このほか、原則として決算説明会の翌日にアナリスト説明会を開催し、重要子会社を含む各部門の代表者が詳細な財務・事業説明を行っています。このほか、当社グループの事業への理解を促進するため、事業説明会を随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	すべての決算説明会を英語音声にてインターネットおよび電話で同時中継しています。決算発表当日は、決算説明会終了後、海外の機関投資家を対象とした電話会議を実施し、代表取締役社長が自ら説明を行っています。決算説明会およびアナリスト説明会の動画は、開催終了後当社ウェブサイトに掲載しており、海外から常時閲覧可能です。また、IR室員が中心となり欧州・米国・アジアへの海外IR活動を適宜行っているほか、証券会社が主催するカンファレンスなどで、当社グループの経営陣が事業戦略についてプレゼンテーションを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を積極的にウェブサイトに掲載することで、個人投資家／アナリスト・機関投資家間、および和文／英文間の情報格差の縮小に努めています。IR資料のうち、定時株主総会招集通知、決算報告書、アニュアルレポート、決算説明会プレゼンテーション資料、コーポレート・ガバナンス報告書、適時開示情報を含む重要なニュースリリースは和文および英文の双方で、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信は和文で、それぞれ当社ウェブサイトに掲載しています。各資料の詳細は、当社ウェブサイト< http://www.softbank.co.jp/ja/irinfo/ >をご参照ください。	

IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者にIR室長を任命しています。IR担当部門としてIR室を設置し、提出日(2011年6月24日)現在、13名体制でIR活動を実施しています。
その他	より多くの方に当社グループの事業を知っていただくために、インターネットサービスを活用した情報配信を行っています。決算説明会の模様は、当社ウェブサイトに加えてUstream(ユーストリーム)でも同時中継しているほか、プレゼンテーションの内容を逐次Twitter(ツイッター)で配信しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業を通して社会へ積極的な貢献を行うことで、顧客、株主、従業員、取引先、社会とともに発展を遂げる企業を目指しており、このことを「ソフトバンクグループCSR基本方針」で定めています。 方針の詳細は、当社ウェブサイト< http://www.softbank.co.jp/csr/ >をご参照ください。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ソフトバンクグループCSR基本方針」のもと、グループ各社が、それぞれの事業特性を活かした取り組みを実践しています。2011年3月に発生した東日本大震災においては、地震発生の直後からグループ各社で支援活動を開始しました。グループ各社の主な取り組み内容は次のとおりです。 ソフトバンクモバイルでは、公衆無線LANサービス「ソフトバンクWi-Fiスポット」の無料開放を行い、誰でも無償で高速通信を利用できるようにしたほか、2011年3月11日から1週間、ソフトバンク携帯電話から送信するすべての国内向けのメールを無料としました。このほか、携帯電話および充電器の貸出を行い、災害復興を行う公的機関や各種団体の要請に応じています。 ソフトバンクBBでは、携帯電話充電器および関連商品の支援物資を提供し、災害復興を行う公的機関や各種団体からの要請に応じています。 ソフトバンクテレコムでは、被災者の支援を行う公的機関や各種団体向けに、仮想サーバーリソースを一定の期間無償で提供しています。 ヤフーでは、地震関連情報をまとめた特設ページを開設するなど震災関連情報を迅速に提供したほか、インターネット募金「緊急災害募金」を開始し、同社からの拠出と合わせ日本赤十字社などへ寄付しています。 ヤフーおよびUstream Asia(株)において、各テレビ局が開始した地震に関する報道番組のインターネット同時配信に協力しました。 上記のほか、グループ各社において、各社サービスによる支援などを行いました。 今後も公的機関や各種団体などと連携し、被災地の救援・復興に向けた取り組みを進めていきます。 当社グループのCSR活動の詳細は、当社ウェブサイト< http://www.softbank.co.jp/csr/ >をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則にのっとり、適時適切な情報開示に努めています。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しています。このほか、アニュアルレポート、ウェブサイト、株主通信などを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の拡充に取り組んでいます。これらの情報は、一部を除いて和文および英文の双方で作成することで、両言語間での情報格差の縮小に努めています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が取締役会決議により定めた、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針の内容は、次のとおりです。なお、当社は2011年3月31日開催の取締役会において、当該基本方針を一部改訂しています。その改訂内容は、社外取締役の業務執行における監督機能と取締役会の活性化につながる取り組みについての記載を追加したほか、当該基本方針の字句および体裁等に関する形式的な変更であり、以下には、改訂後の内容を記載しています。

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令の順守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が順守すべきコンプライアンスに関する行動規範として、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- 1 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOは当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。
- 2 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（内部通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。
- 3 業務監査室は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施し、監査結果を社長、担当取締役に報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- 1 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- 2 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ活動を推進する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- 1 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部門を特定し、各責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定のエスカレーションフローに則り、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の最小化を図る。
- 2 総務部は、各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的にとり締役に報告する。
- 3 業務監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

- 1 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- 2 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- 3 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- 4 「業務分掌および職務権限に関する規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制に関する事項を規定する、「ソフトバンクグループ憲章」を定めるとともに、グループ会社の取締役・使用人に共通の行動規範を定め、以下の体制を整備する。

- 1 当社グループのコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー（GCO）を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の全取締役・使用人からの報告・相談を受け付けるグループホットラインを設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。
- 2 当社グループにおける主要な事業会社のCEOから構成される「CEO会議」を開催し、経営戦略および事業計画を共有することで、グループ全体としての経営の効率化を図る。
- 3 グループ各社に対して、内部統制セルフアセスメントを実施する。また、グループ各社の代表者からの当社に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
- 4 業務監査室は、過去の業務監査実績のほか、財務状況や内部統制セルフアセスメント等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ各社に対して業務監査を実施する。
- 5 当社グループの情報セキュリティの総責任者であるグループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を選任し、GCISOはグループ全体の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

監査役を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

監査役への報告体制

当社の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- 1 当社および当社グループに関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- 2 コンプライアンス体制に関する事項およびホットライン利用状況
- 3 内部統制システムの整備状況
- 4 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 5 法令・定款違反事項
- 6 業務監査室による業務監査結果
- 7 その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

その他監査役を補助する使用人に関する体制

当社は、監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図るとともに、常勤監査役は「CEO会議」や当社の部門長から構成される「部門連絡会」等重

要な会議に出席する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通りです。
当社は、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1 情報開示体制

(適時開示に係る当社の基本姿勢)

当社は、「ソフトバンクグループCSR基本方針」で定めている通り、公正で適時な情報開示に努めています。

(適時開示に係る当社の社内体制の状況)

当社は、開示に関する報告・相談の手順および方法などについて「ソフトバンクグループ 広報・IRガイドライン」で定めています。その内容については、以下のとおりです。

当社は、広報室およびIR室を専任部署として以下の体制により情報開示を行っています。

当社は、各グループ会社および当社各部門に対し、(1) 業務執行を決定する機関が適時開示を必要とする重要事項を審議する場合は事前に、(2) 適時開示を必要とする重要事項が発生した場合は直ちに、当社広報室およびIR室に報告・相談することを義務付けています。当社では広報室およびIR室において、これらの内容が適時開示に該当するかどうかを判定し、該当する場合は担当取締役の決裁のもと、(1)の決議事項については決議後速やかに、また(2)の発生事項については発生後速やかに適時開示を行っています。

また、決算に関する開示事項については、経理部長を開示資料作成責任者とし、各グループ会社から収集した情報を基に、経理部および関連部署により作成します。その後、取締役会の承認を得た後、開示しています。

このほか、適時開示の要否にかかわらず報道機関等を通じ、社会に広く公表すべき案件が発生した場合は、担当取締役、広報室およびIR室を中心に、必要に応じて当該案件担当部署等を交え、開示の必要性について協議し、担当取締役が開示するかどうかを決裁します。

2 グループ会社の管理監督および情報収集体制

(管理監督および情報収集体制)

当社では、財務部を中心にグループ会社の管理監督をしており、当社グループのガバナンスの強化およびリスク管理の強化を図っています。財務部では月次で関係会社の業績(速報値)を入手し、事業データなどの増減要因を分析しているほか、常に迅速、かつ正確な会社情報を適切に収集するためのシステムとして企業情報データベースを整備しています。

また当社は、グループ全体の経理情報を正確に把握するため、各子会社の経理部門に対して月次で財務諸表を提出させるとともに、当社は、予算および実績の差異分析をしています。このほか当社は、ガバナンスの向上のため、当社の主要な子会社の会計監査の結果を子会社と共有し、子会社の管理に役立てています。

(「財務報告に係る経営者確認書」および内部統制セルフアセスメントの実施)

当社では、各グループ会社の代表者に対して「財務報告に係る経営者確認書」の提出を四半期毎に義務付けているほか、毎年内部統制セルフアセスメントを実施しています。当社では、これらの取り組みにより有価証券報告書等の内容の適正性の確保に努めています。

【参考資料：模式図】

